

環境配慮指針について

環境配慮指針とは、本市が目指す環境像である「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」の実現に向け、市はもとより、市民、事業者を含めた三者がそれぞれの立場で、環境に配慮すべき事項を明らかにすることにより、行政だけでなく、市民の日常生活や事業者の事業活動において環境へ配慮すべき基本的な事項を示すものである。

本計画では、市民、事業者、市の各主体別に、以下のような観点から、環境に配慮すべき事項を具体的に例示する。

《市民の環境配慮》

市民が日常の生活を行う中での場面ごとに、環境に配慮すべき事項を指針として例示するとともに、その配慮により効果の見込める基本施策を記す。

《事業者の環境配慮》

事業者が行う業態活動ごとに、環境に配慮すべき事項を指針として例示するとともに、その配慮により効果が見込める基本施策を記す。

《市の環境配慮》

本市職員が行政活動を行う中で、環境に配慮すべき事項を指針として例示するとともに、その配慮により効果が見込める基本施策を記す。

なお、具体的な各主体別の環境配慮指針については、“分かりやすくかつ骨太の、可能な限りコンパクトな計画にする。”との編集方針から、計画の別冊「資料編」に掲載することとし、その内容は、次頁以下のとおりとする。

【別冊「資料編」掲載内容】

■ 各主体の環境配慮指針

➤ 日常生活における環境配慮指針（市民の環境配慮）

市民が日常の生活を行う中での場面ごとに、環境に配慮すべき事項を指針として例示するとともに、その配慮により効果の見込める基本施策を記す。

長期的目標	低炭素社会		自然共生型社会			循環型社会		ひと・しくみづくり			
基本施策	① 温室効果ガスの削減	② 省エネの促進・再エネの拡大	③ 生活環境の保全	④ 自然環境の保全	⑤ 快適生活の確保	⑥ 2Rと分別・リサイクル	⑦ 廃棄物の適正処理	⑧ 環境教育・学習	⑨ 環境保全活動の促進	⑩ 環境にやさしい社会経済	⑪ 国内外の都市等との連携
環境配慮指針											
◇ 電気、ガス、水などを使用する際に	●	●	●	●		●					
冷暖房機の使用に当たり、適切な温度設定を心掛ける	●	●									
照明器具や家電製品の使用時間や待機時間を減らす	●	●									
冷蔵庫はこまめに開閉し、食料品等を詰込み過ぎない	●	●				●					
生活雑排水の抑制に努める			●	●							
◇ 電化製品を買い替える際に	●	●									
LED照明などの省エネルギー型の商品を選ぶ	●	●									
◇ 住宅の新築、改築などの際に	●	●									
太陽光発電・太陽熱利用システムなどの導入に努める	●	●									
◇ 買い物をする際に	●	●	●	●		●	●			●	
食品は、必要な物を食べきれる量だけ買うように努める						●					
マイバックを持参し、レジ袋の削減に努める						●					
ごみの排出量が少ない買物を心掛ける						●					
京都産の輸送コストの低い商品の購入に努める	●	●		●						●	
エコマーク商品やグリーン商品などの環境に配慮した製品の購入に努める	●	●	●				●				
◇ ごみを処理する際に						●	●				
分別し、決められた収集日に出す（ごみは資源）		●				●	●				
水キリをしっかりとしてから出す						●	●				
手つかず食品は、消費期間の確認後に出す						●	●				
◇ 飲食する際に											
食べ残しゼロ推進店舗を利用する						●	●				
食べきれる量だけの飲食物を注文する						●	●				
「30・10（サーティ・テン）運動」に取り組む						●	●				
◇ 外出する際に	●	●	●								
公共交通機関や自転車を利用する	●	●									
EV（電気自動車）等の低環境付加型自動車の利用に努める	●	●									
環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める	●	●	●								
◇ 京都・先人の知恵の伝承			●		●						
門掃きをする			●		●						
打ち水をする			●		●						

長期的目標	低炭素社会		自然共生型社会			循環型社会		ひと・しくみづくり			
基本施策	① 温室効果ガスの削減	② 省エネの促進・再エネの拡大	③ 生活環境の保全	④ 自然環境の保全	⑤ 快適生活の確保	⑥ 2Rと分別・リサイクル	⑦ 廃棄物の適正処理	⑧ 環境教育・学習	⑨ 環境保全活動の促進	⑩ 環境にやさしい社会経済	⑪ 国内外の都市等との連携
環境配慮指針											
◇ 自然・歴史・文化を守るために			●	●	●			●	●		
生物多様性に関して理解を深める				●				●	●		
見近な河川、里山、緑地などの自然とふれあい、生物多様性の保全に努める				●				●	●		
庭やベランダ、壁面や屋上などの緑化に努める			●	●							
歴史・文化の保全と継承に努める					●						
◇ 近隣での生活公害を防ぐために	●		●								
家庭からの騒音・振動の防止に努める			●								
家庭からの悪臭の防止に努める			●								
駐車中は車のエンジンを切る	●		●								
◇ 環境への意識を高めるために				●		●	●	●	●		
地域の美化活動への参加に努める						●	●		●		
日常的にできる環境保全活動に自主的に取り組む						●			●		
環境保全活動センターで環境学習に努める								●			
自然とふれあえる自然観察会などに参加する				●				●			

➤ 事業所等における環境配慮指針（事業者の環境配慮）

事業者が行う業態活動ごとに、環境に配慮すべき事項を指針として例示するとともに、その配慮により効果が見込める基本施策を記す。

長期的目標	低炭素社会		自然共生型社会		循環型社会		ひと・しくみづくり				
基本施策	① 温室効果ガスの削減	② 省エネの促進・再エネの拡大	③ 生活環境の保全	④ 自然環境の保全	⑤ 快適生活の確保	⑥ 2Rと分別・リサイクル	⑦ 廃棄物の適正処理	⑧ 環境教育・学習	⑨ 環境保全活動の促進	⑩ 環境にやさしい社会経済	⑪ 国内外の都市等との連携
環境配慮指針											
◇ 飲食業	●	●				●				●	
食べ残さない食事を促進するためのPRをする						●					
食べ切れなかった料理の持ち帰りを希望される方への対応に努める						●					
ウェットティッシュ、ペーパータオルなどの使い捨て製品の使用抑制に努める						●					
使い捨て容器（食器）の使用抑制に努める						●					
京都産の食材を用いた料理の提供に努める	●	●								●	
食べ残しゼロ推進店舗の認定を受ける						●					
食品ロスの削減に努める						●					
◇ 製造業	●	●	●			●	●			●	
環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けPRに協力する						●	●			●	
本市が実施する分別収集や拠点回収への排出を促すPRに努める						●	●			●	
環境に配慮した製品の開発・製造に努める	●	●					●				
製造過程での環境配慮に努める			●								
製造過程での大気汚染、水質汚濁を防止する			●								
工場等からの騒音・振動、悪臭の発生を防止する			●								
◇ 小売業						●	●				
ごみの少ないお買い物・資源物の回収を消費者にPRする						●	●				
レジ袋の要否と必要枚数を確認する						●	●				
量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進に努める						●					
容器包装の少ない商品のPRに努める						●					
レジ袋削減効果の高い、レジ袋有料化又はポイント還元の実施に努める						●					
カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け等に努める						●					
持ち帰り弁当等の購入時に、割りばしやスプーンなどが必要かどうか又は必要な数を確認する声掛けに努める						●					
食料品の見切り販売（賞味期限の近い商品の値引き等）の実施に努める						●					
食料品の欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明に努める						●					
店頭回収の実施（容器包装、家電、電池、蛍光灯等）に努める						●	●				

長期的目標	低炭素社会		自然共生型社会		循環型社会		ひと・しくみづくり				
基本施策	① 温室効果ガスの削減	② 省エネの促進・再エネの拡大	③ 生活環境の保全	④ 自然環境の保全	⑤ 快適生活の確保	⑥ 2Rと分別・リサイクル	⑦ 廃棄物の適正処理	⑧ 環境教育・学習	⑨ 環境保全活動の促進	⑩ 環境にやさしい社会経済	⑪ 国内外の都市等との連携
環境配慮指針											
◇ 催事等の主催者	●	●				●	●				
イベントにおける資源ごみの分別回収の実施						●	●				
イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け（事前告知等）に努める						●					
飲食提供の場合、リユース食器の利用に努める						●					
「Do You Kyoto? クレジット」制度の利用によるカーボン・オフセットに努める	●	●									
◇ ホテル・旅館						●	●	●		●	●
宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供又は分別排出方法の案内						●	●	●			●
宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制に努める						●					
◇ 土産物の製造・小売業						●				●	
同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給に努める						●				●	
自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPRに努める						●				●	
他都市での物産展における簡易包装のPRに努める						●					●
◇ 大学						●	●	●			
学生への減量方法・分別ルール周知及び啓発						●	●	●			
大学における資源ごみの回収拠点の設置に努める						●	●				
◇ 集合住宅の管理者						●	●	●			
居住者への減量方法・分別ルール周知・啓発						●	●	●			
◇ 事業者全般						●					
事業活動におけるIT化によるペーパーレス化や裏面使用等による紙ごみを中心とする2Rの促進に努める						●					

➤ 京都市役所における環境配慮指針（市の環境配慮）

本市職員が行政活動を行う中で、環境に配慮すべき事項を指針として例示するとともに、その配慮により効果が見込める基本施策を記す。

長期的目標	低炭素社会		自然共生型社会		循環型社会		ひと・しくみづくり				
基本施策	① 温室効果ガスの削減	② 省エネの促進・再エネの拡大	③ 生活環境の保全	④ 自然環境の保全	⑤ 快適生活の確保	⑥ 2Rと分別・リサイクル	⑦ 廃棄物の適正処理	⑧ 環境教育・学習	⑨ 環境保全活動の促進	⑩ 環境にやさしい社会経済	⑪ 国内外の都市等との連携
環境配慮指針											
◇ 事務系部門	●	●	●			●				●	
執務室は、照明の間引き消灯を実施し、時間外においては、残業者以外の照明は消灯する	●	●									
パソコン、プリンター、コピー機等の電子機器は、常時、節電モードを活用する	●	●									
執務室の温度管理（夏：28℃、冬：19℃）を徹底する	●	●									
すぐごみになるものを「買わない、つくらない」、分別によるリサイクルを徹底する						●					
通勤や出張等の移動には、公共交通機関や自転車、徒歩などの環境負荷の小さい方法を、可能な限り選択する	●	●	●							●	
◇ 事業系部門	●	●				●	●				
廃棄物処理事業においては、ごみ減量・リサイクルの推進等により、市処理施設におけるプラスチックの焼却量の減少に努める						●	●				
市場運営事業においては、省エネルギーに配慮した構造、機器等の導入等に積極的に取り組むことにより、電気及びガスの使用量の削減に努める	●	●									
上下水道事業においては、省資源・省エネルギー、代替エネルギー導入の推進等により、電気の使用量削減に努める	●	●									
◇ 市民サービス系部門	●	●	●	●	●			●	●		
バスの走行において、エコドライブを実践するとともに、アイドリング・ストップの徹底に努める	●	●	●								
地下鉄事業において、駅やトンネルの照明設備の更新時に、省電力タイプの機器を導入し省エネ化を図る	●	●									
小中学校の体育館について、環境に配慮した防災機能強化を計画的に進める	●	●									
「KES学校版」や「こどもエコライフチャレンジ」により、家庭・地域と連携した環境教育の充実を図る	●	●						●	●		
屋上緑化・壁面緑化により、エネルギー使用量の削減及びヒートアイランド現象の緩和を図る	●	●		●	●						
◇ 全部門に係る取組	●	●	●	●	●	●			●	●	
環境マネジメントシステムを推進する	●	●									
環境負荷低減に資する財やサービスを選択するグリーン購入に努める	●	●				●				●	
「DO YOU KYOTO?デー」等における取組を推進する	●	●	●						●		
公用車へエコカーの導入を進めるとともに、エコドライブを実践する	●	●	●								
イベントのエコ化を推進する	●	●				●			●		
公共建築物について、低炭素化を進める	●	●		●	●						
環境に配慮した公共事業を実施する	●	●	●	●	●						